

1. 独立行政法人の概要（その1）

NO.	56	所管	農林水産省	法人名	独立行政法人種苗管理センター	職員の身分	非国家公務員	
法人概要	<p>食料自給率の向上や農業の6次産業化等に欠かせない、知的財産である植物新品種の保護・活用と農業生産の基本となる優良種苗の流通確保を図る「種苗法」等の実施を担う、国から移行した我が国唯一の種苗の管理に関する総合機関。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・植物新品種の知的財産権（育成者権）の付与の可否を国が判定する際に必要となる栽培試験 ・種苗購入者の適切な選択に資するための表示検査・品質検査 ・病害虫のまん延防止のための健全無病なばれいしょ及びさとうきびの原原種（元だね）の一元供給 							
沿革	<p>昭和22年 農林省馬鈴薯原原種農場及び茶原種農場を設置 昭和24年 農林省種苗検査室を設置（園芸課分室への改称等を経て昭和54年に種苗課分室となる） 昭和40年 農林省鹿児島さとうきび原原種農場を設置 昭和53年 農林水産省沖縄さとうきび原原種農場を設置 昭和61年 農林水産省種苗管理センター設置（農林水産省種苗課分室、馬鈴しょ原原種農場、茶原種農場、さとうきび原原種農場を統合） 平成13年 特定独立行政法人種苗管理センターに移行 平成18年 非特定独立行政法人に移行</p>							
中期目標期間	平成23年4月1日～平成28年3月31日（5年間）							
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度			
役員総数〔官庁OB〕（現役出向）（4/1時点）		5	5	5	5	[1] (1)		
常勤役員数		3	3	3	3			
非常勤役員数		2	2	2	2			
常勤職員数〔官庁OB〕（現役出向）（4/1時点）		306	303	297	297	[3] (30)		
うち間接部門		44	43	41	41			
うち事業部門		262	260	256	256			
非常勤職員数（官庁OB）（4/1時点）		121 (1)	125 (0)	133 (0)	131 (0)			
給与水準【事務・技術職員】（年齢・地域・学歴勘案）		97.8 (104.4)	96.1 (102.9)	95.4 (102.4)	— (—)			
給与水準【研究職員】（年齢・地域・学歴勘案）		0 (0)	0 (0)	0 (0)	— (—)			
年度		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度			
国からの財政支出額の推移（百万円）	予算/決算	決算	決算	決算	当初予算			
	一般会計（百万円）	3,000	2,812	2,950	2,876			
	うち運営費交付金	2,822	2,781	2,857	2,668			
	うち施設整備費補助金	169	23	86	199	(その他、H24当初予算繰越分 158千円) (その他、H24補正予算繰越分 197千円)		
	うち施設整備以外の補助金・交付金	—	—	—	—			
	うち委託費	9	8	7	9			
	うち出資金	—	—	—	—			
	特別会計（特会名）（百万円）	—	—	—	—			
	うち運営費交付金	—	—	—	—			
	うち施設整備費補助金	—	—	—	—			
	うち施設整備以外の補助金・交付金	—	—	—	—			
	うち委託費	—	—	—	—			
	うち出資金	—	—	—	—			
計	3,000	2,812	2,950	2,876				
支出額の推移（百万円）		3,299	2,982	3,163	3,154			
収入額の推移（百万円）		3,339	3,031	3,173	3,154			
国の財政支出/収入額（％）		89.8%	92.8%	93.0%	91.2%			
財務データ（平成24年度、百万円）	資産合計	9,292	うち流動資産	598				
	負債合計	885	純資産合計	8,407	うち利益剰余金	2		

1. 独立行政法人の概要（その2）

NO.	56	所管	農林水産省	法人名	独立行政法人種苗管理センター
-----	----	----	-------	-----	----------------

○事務・事業の構造等（平成25年度）

事務・事業名	①事務・事業の内容及び ②当該事務・事業の根拠となる法律、閣議決定、計画等の内容	支出額 (平成24年度決算) (百万円)	収入額（百万円） (平成24年度決算)		特定関連会社・公益法人への支出 (百万円) (平成24年度)			
			内訳	(名称)	(額)	法人名	額	
農林水産植物の 品種登録に係る 栽培試験	<p>①事務・事業の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知的財産権である植物新品種の「育成者権」の保護・活用を図り、付加価値の高い農産物の生産による食料自給率の向上、農業の6次産業化、農産物輸出を促進するため、「種苗法」に基づき、出願品種が新品種であるかどうかを国が判定するために必要な栽培試験を実施。 ・日本で育種した優れた品種の海外への不当な持ち出しやその生産物の逆輸入等を阻止するため、品種保護Gメンにより、登録品種の育成者権侵害に関する相談、情報収集・提供、侵害物品であるかどうかを確認するための品種類似性試験、「関税法」に基づく農林水産大臣への意見照会に際しての侵害疑義物品の鑑定等を実施。 <p>②根拠法令等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・種苗法第15条第2項 ・中期目標第3の1の(2) ・関税法第69条の8第1項、第69条の18第1項 ・育成者権を侵害する物品に該当するかどうかの認定手続きに係る農林水産大臣の意見聴取に関する省令（平成18年3月1日農林水産省令第4号） 	883	合計		923			
			国費	運営費交付金	858	(財)農村更生協会	5	(土地借料)
			国費	施設整備補助金	43			
			国費	登録品種の標本・DNA保存等委託費	7			
			自己収入	諸収入（品種類似性試験手数料、農場売却収入繰越等）	15			
農作物の種苗の 検査	<p>①事務・事業の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・種苗は外観により品種の識別や品質の判定が困難であることから、表示の適正化と品質の確保を図り種苗購入者の適切な選択に資するため、「種苗法」に基づき流通段階の種苗の表示や品質の検査を実施。 ・優良種子の円滑な輸出等に資するため、EUとの協議に基づくEU向け輸出野菜種子の検査、OECD品種証明制度に基づくんさい種子の検査、依頼に応じ国際基準による品質検査を実施し証明書を発行。 ・未承認の遺伝子組換え植物の拡散を防止、生物多様性を確保するため、「カルタヘナ法」に基づき立入検査を実施。 <p>②根拠法令等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・種苗法第63条 ・EC向け輸出野菜種子の品種維持に係る公的管理に関する要領（農蚕園芸局長通知） ・国際貿易で流通する甜菜及び飼料ビート種子の品種証明のためのOECD制度 ・中期目標第3の2 ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第32条 	356	合計		346			
			国費	運営費交付金	293			
			国費	施設整備補助金	43			
			自己収入	諸収入（依頼検査手数料）	10			

事務・事業の構造等（平成25年度）

○事務・事業の構造等（平成25年度）

ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布	<p>①事務・事業の内容 食料自給率の向上に欠かせない、我が国の食料供給基地である北海道等畑作地域の基幹作物「ばれいしょ」、南西諸島の農業において他作物への代替が困難な基幹作物「さとうきび」は、ウイルス病、細菌病等の病害が、種苗により伝染して広く産地に壊滅的な被害を与えるおそれがあることから、これら病害のまん延防止のため、種苗増殖の起点となる健全無病の原原種（元だね）について隔離環境での栽培と「植物防疫法」に基づく厳格な病害検査を行いつつ、一元供給。</p> <p>②根拠法令等 ・中期目標第3の3 ・ばれいしょ原原種及びさとうきび原原種配布要綱（農蚕園芸局長通知） ・植物防疫法第16条第2号</p>	1,514	合計	1,477			
			国費	運営費交付金	1,319		
			自己収入	諸収入（原原種売払収入）	158		
業務に係る技術に関する調査及び研究	<p>①事務・事業の内容 上記の3業務の高度化・効率化を図るための技術開発、応用、実用化について調査研究を実施。</p> <p>②根拠法令等 中期目標第3の4</p>	100	合計	124			
			国費	運営費交付金	123		
			自己収入	受託収入（新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業）	1		
植物遺伝資源の保存及び増殖	<p>①事務・事業の内容 新品種育成の素材として欠かせない遺伝資源を保存するため、独立行政法人農業生物資源研究所をセンターバンクとする「ジーンバンク事業」のサブバンクとして、いも類・果樹類・茶・特用作物等、種子による保存ができない植物についての保存・特性調査を実施。</p> <p>②根拠法令等 ・中期目標第3の6 ・独立行政法人農業生物資源研究所農業生物資源ジーンバンク事業実施規程第3条第2項</p>	310	合計	304			
			国費	運営費交付金	264		
			自己収入	受託収入（農業生物資源ジーンバンク事業）	39		

（注）特定関連会社・公益法人への支出は10万円未満のものを除く。

○国からの財政支出のうち特別会計からの支出の状況（特別会計別内訳）
〈平成24年度決算合計〉

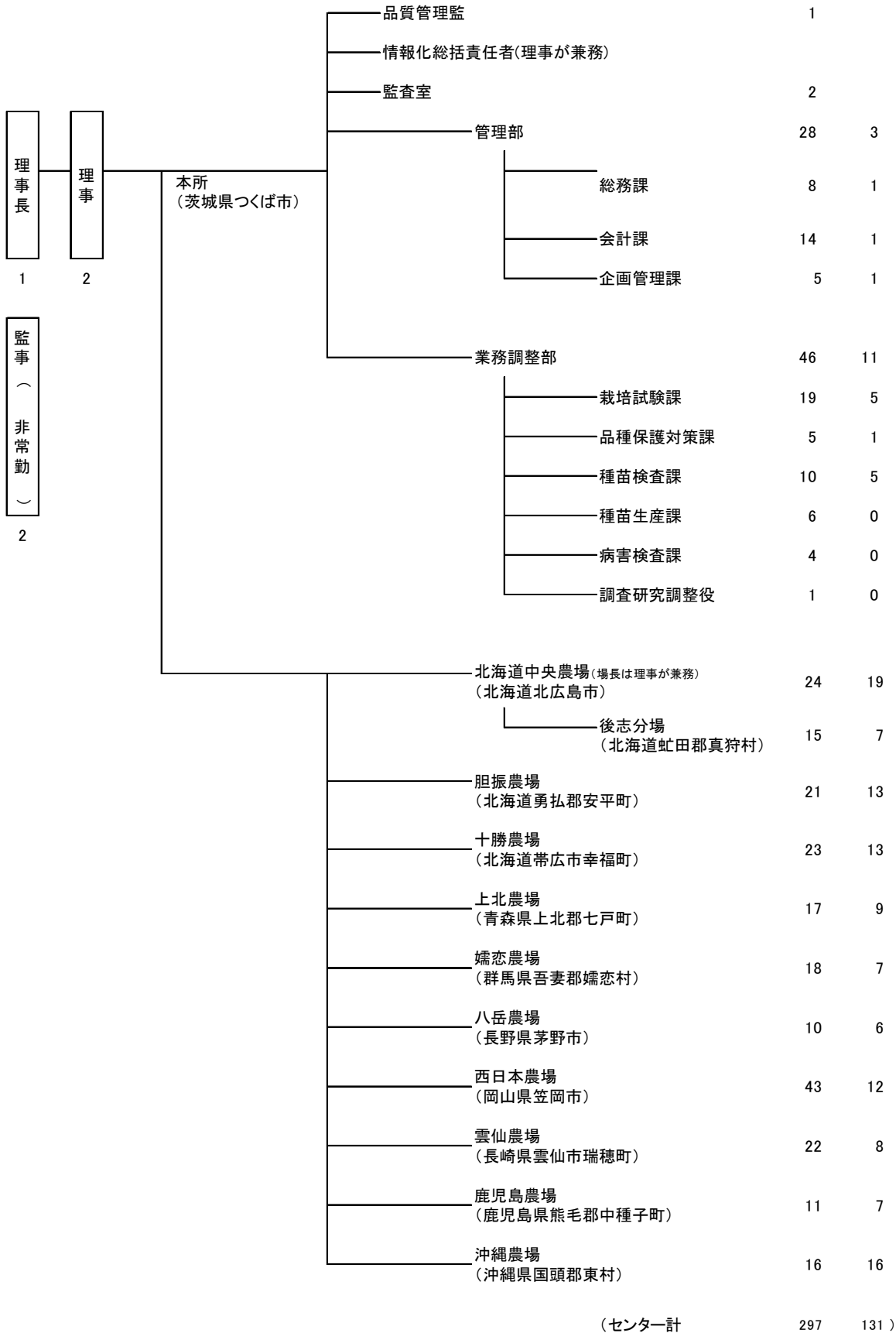
		合計	〇〇特別会計	〇〇特別会計	〇〇特別会計
特別会計	法人合計（百万円）				
			該当なし		

1. 独立行政法人の概要（その3）

NO.	56	所管	農林水産省	法人名	独立行政法人種苗管理センター
-----	----	----	-------	-----	----------------

○組織図及び職員数（平成25年度）

常勤職員 非常勤職員



<記載要領>

・組織図を明記の上、各部門、機関の実員(平成25年4月1日現在)を括弧内にご記入頂くとともに、所在地を明記してください。

No.	56	所管	農林水産省	法人名	独立行政法人種苗管理センター
-----	----	----	-------	-----	----------------

1. 独立行政法人の概要（その4）

○国の政策実施機関としていかなる政策体系の中に法人がいかに位置づけられているのか、また、法人の業務について我が国の成長や国民の安全・安心の確保等の観点からいかなる成果をあげているか

農林水産省は、食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図ることを使命としており、このうち独立行政法人種苗管理センターにおいては、農林水産植物の品種登録に係る栽培試験、農作物の種苗の検査、ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布等を行い、適正な農林水産植物の品種登録の実施及び優良な種苗の流通の確保を図ることにより、食料の安定供給の確保、農林水産業の発展等に寄与している。

【主な業務の成果】

○ 農林水産植物の品種登録に係る栽培試験

- ・優良品種の開発促進
 - 付加価値の高い農産物の生産が加速
 - 世界に向けて高品質な農産物の輸出を促進
- ・日本で育成された新品種の権利侵害からの保護
 - 我が国の品種の不当な海外持ち出し、逆輸入阻止
 - 知的財産権の保護・活用による我が国農業の健全な発展

○ 農作物の種苗の検査

- 高品質な種苗の流通の確保
 - 不正表示や低品質の種苗生産・流通の防止
 - 高品質な農産物の供給を促進

○ ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布

- 生産現場への健全無病な種苗の供給
 - ウイルス病等の蔓延の防止
 - 「食料・農業・農村基本計画」に基づく、生産努力目標の達成や食料自給率の維持・向上

○独立行政法人として発足する以前との比較において、独法制度を活用することによりどのようなメリット・デメリットがあったか

<メリット>

行政課題や技術革新に応じた機動的な組織再編及び人事配置を行うことが可能となるなど、業務の効率化・質の向上に向け弾力性ある経営が行えるようになった。

<デメリット>

現行の制度では、運営費交付金の算定に当たり、法人横断的な運営費交付金算定ルールが用いられることにより、法人の経営努力により自己収入の増加を図っても運営費交付金算定の際自己収入増加相当額が控除される等法人の自主的・自律的経営改善・合理化のインセンティブが働きづらい仕組みとなっている。

○関連する行政事業レビューシート（平成25年度）

府省名	事業番号	事業名
農林水産省	137	独立行政法人種苗管理センターの運営に必要な経費
農林水産省	144	東アジア植物品種保護基盤等強化事業
農林水産省	300	独立行政法人農業生物資源研究所に要する経費

No.	56	所管	農林水産省	法人名	独立行政法人種苗管理センター
-----	----	----	-------	-----	----------------

○法人の業務における民間委託の状況

①内部管理業務(調達、給与、研修など)、庁舎管理業務、システム関連業務			
業務名	具体的業務委託内容	支出額(24年度決算) (百万円)	委託先
電気・機械設備 保守点検業務	種苗管理センターの施設等の効率的使用を図り機能維持及び耐久性確保を目的とした管理業務、運転監視業務、点検及び保守業務	33	日本メックス(株) 外35者
システム関連業務	種苗管理センターネットワーク機能等の安定的維持管理、効率的な運用業務	10	三菱スペース・ソフトウェア(株) 外3者
清掃・警備業務	種苗管理センターの施設等の清掃・警備業務	6	(有)山田産業 外32者
②①以外の業務			
業務名	具体的業務委託内容	支出額(24年度決算) (百万円)	委託先
人材派遣業務	「標本・DNA保存及びDNA分析等」に係る作業等によるスタッフ派遣業務	4	(株)スマイルスタッフつくば営業所 外4者
運送業務	精密機器、農業機械の運送業務	2	(株)ユニオン宇都宮営業所 外15者
出願品種栽培試験事業	国際審査協力の対象とならない植物の種類であって、かつ、栽培条件により形質の発現が左右されにくく、既存品種との明確な区別性等の判定が容易である植物の栽培試験	2	千葉県 外7者

No.	56	所管	農林水産省	法人名	独立行政法人種苗管理センター
-----	----	----	-------	-----	----------------

2. 個別法人の組織等の在り方について（その1）

（1）独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）について	
① 措置内容	先端研究分野で共通する農業生物資源研究所と農業環境技術研究所を統合するとともに、これらの先端研究と種苗に関する知的財産の保護・活用とを結び付けるため、これらの研究所と種苗管理センターとを一体化し統合する（平成23年4月）。
② これに対する現時点での考え方	種苗管理センター及び農業生物資源研究所と農業環境技術研究所との統合については、①平成25年通常国会で、海外の植物遺伝資源へのアクセスの円滑化に資する「食料農業植物遺伝資源条約（ITPGR）」の承認・批准される中、我が国の植物遺伝資源の保存・増殖体制の強化につながることで、② DNA解析技術の活用による品種判別技術の向上等、育成者権保護業務の強化につながることで等のメリットが考えられる。
（2）独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針（平成24年1月20日閣議決定）について	
① 措置内容	【種苗管理センター及び家畜改良センター】 ○ 上記2法人を統合し、成果目標達成法人とする。
② これに対する現時点での考え方	①種苗管理、家畜改良という業務内容が大きく異なる法人同士の統合であるため検査部門を除き人事交流が難しいこと、②種苗管理センターのほ場の大部分を占めるばれいしょ原原種農場及び家畜改良センターの施設では防疫の問題から隔離が不可欠であり、業務の効率化に向けたほ場及び施設の共用は困難であること等の理由から統合により効率化を図ることは困難であり、統合によるメリットは乏しい。
（3）政策評価・独立行政法人評価委員会及び会計検査院による指摘事項	
① 指摘事項	該当なし
② 対応状況	—

No.	56	所管	農林水産省	法人名	独立行政法人種苗管理センター
-----	----	----	-------	-----	----------------

2. 個別法人の組織等の在り方について（その2）

（4）（1）～（3）を踏まえた各府省としての組織見直しの考え方について

〔 個々の法人の事務・事業の全部又は一部の民間開放や他の主体への移管が可能な場合には、その旨についても記載。 〕

1 他独法との統合について

法人組織の検討に当たって、仮に所管分野が異なる他の法人と統合する場合には、統合によるシナジー効果や効率化が期待しうるかどうかについて慎重に検討する必要がある。また、統合によりそれぞれの法人の事業のマネジメント機能や事業実施の弾力性の低下を招かないような配慮が必要である。

なお、種苗管理センターは、栽培試験、種苗検査、原原種生産等を行うに際して、専門的知識や技術を有する人員等を備えており、栽培試験と原原種生産における植物の栽培、原原種生産と種苗検査における病害虫の検定等において、共通する知識や技術が多く、一体的に実施することにより効率的な運営が可能となっていることから、これら業務が一体的に実施できる体制を維持することが必要と考えている。

2 他の主体への事務・事業の移管等の可能性について

① 地方公共団体や民間企業等の主体による代替可能性について

種苗管理センターでは、植物の新品種登録の前提となる全国同一基準による栽培試験、農林水産大臣による販売禁止命令等の厳しい行政処分を伴う種苗法に基づく種苗検査、採算性等から都道府県、民間等では実施が困難なばれいしょ及びさとうきびの原原種の増殖及び配布等の業務を担っており、地方公共団体や民間企業等の主体による代替可能性はない。

② 他法人への移管について

種苗管理センターは、栽培試験、種苗検査、原原種の生産に必要な高度で独自の専門知識や技術を有する人員や他機関ではみられないような厳重な隔離ほ場等のほか、温室や分析機器を備えて業務を実施している。このように他の独立行政法人にはない特殊性・専門性が求められる上、他に類似の業務を行っている独法もない。

③ 種苗管理センターの民営化の可否について

種苗管理センターが行っている業務は、栽培試験、種苗検査については公正・中立であることが求められ、更に種苗検査については、農林水産大臣による販売禁止命令等の公権力の行使を伴うものであること、栽培試験については公正性・中立性が求められることから、民間で実施することは困難である。

ばれいしょ及びさとうきびの原原種生産は採算性が極めて低く、万が一病害虫に侵された原原種を供給した場合、産地が壊滅的な被害を受けることから、事業としてのリスクが極めて高い分野であり、民営化することは困難である。

また、国からの監督等政策的な措置を講じた上で民営化する場合においても、上記のように採算が見込めない分野を担っていることから、競争原理を導入し運営の効率化を図るといふ民営化のメリットは極めて少ない。

No.	56	所管	農林水産省	法人名	独立行政法人種苗管理センター
-----	----	----	-------	-----	----------------

3. 独立行政法人制度の見直しについて

独立行政法人改革に関する中間とりまとめ～行政改革推進会議での中間的整理のために～（平成25年6月5日独立行政法人改革に関する有識者懇談会）に関して特段の意見・コメントがあれば記載（制度面のみならず、運用面の見直しを含む）

- ・ 運営費交付金の算定に当たっては、法人の主体的な経営努力を促進するインセンティブが十分機能するよう自己収入の目標を達成した場合は運営費交付金の算定の際増加分を控除しない等の措置が必要である。
- ・ 種苗管理センターでは施設・機械の使用年数を引き延ばすなど経費節減に最大限努力しているところであるが、業務経費が毎年削減される中で老朽化が進み、その使用が限界に達しており、業務に支障をきたすおそれがある。このため、施設・機械を計画的に更新できるための措置が必要である。